

F-35A の取得数の変更について

平成 30 年 12 月 18 日
国家安全保障会議決定
閣議了解

平成 23 年 12 月 20 日に安全保障会議において決定され、閣議了解された F-35A の取得数 42 機を 147 機とし、平成 31 年度以降の取得は、完成機輸入によることとする。なお、取得方法については、今後の F-35A の製造状況を踏まえ、より安価な手段がある場合には、これを適切に見直す。

新たな取得数のうち、42 機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替え得るものとする。